

令和6年度後期職員健康診断 受診要領

〈後期 特定業務従事者健康診断・特殊健康診断（電離放射線健康診断を含む）〉

◆日程・場所：別紙の日程表でご確認ください。

◆予約：混雑緩和のため、予約システムから事前に予約をお願いします。

https://www.yoyaku.hc.nagasaki-u.ac.jp/comres_hc/u_start.php



◆受診票：

実施前に所属部局を通じて配布しますので、必要事項を記入のうえ健診会場に持参してください。また、健診終了後は受診票を回収しますので持ち帰らないようご注意ください。

◆健康診断項目：

各業務や使用する物質により、健診項目が異なりますので受診票をご確認ください。

◆尿検査：

受診票に同封の採尿容器をご利用ください。午前受診の方は早朝尿を、午後受診の方は受診前5時間以内に採取し健診時に持参してください。

生理中の尿は検査結果に影響が出ますので、生理中の場合は提出しないでください。（生理中の尿を提出され異常値である場合は再検査が必要となります。）後日改めて提出いただくこととなりますので、健診当日に受付にて申し出てください。

◆胸部X線検査：

特化物【重クロム酸及びその塩、クロム酸及びその塩、砒素及びその化合物】に該当する職員が対象です。ボタンやプリントなどの装飾がない無地のTシャツを準備してください。検査着の貸し出しは行いません。なお、妊娠または妊娠の可能性のある方は、胸部X線は受診できません。

◆健診結果：

- 1.健康診断結果の配布は、受診約1ヶ月後を予定しています。
- 2.特定業務従事者健康診断の結果、精密検査が必要な場合は、紹介状が同封されますので医療機関で受診願います。受診結果は受診した医療機関から保健センター宛てに送付されます。
- 3.特殊健康診断の結果、精密検査が必要な場合は、特殊健診個人票の「医師診断 指示内容」欄に「要再検」「要精検」と記載がありますので、特殊健診個人票を持参のうえ医療機関で受診いただき、受診後は精密検査の結果を保健センターへご提出願います。

【注意事項】

1. 特定業務従事者健康診断及び特殊健康診断に該当する職員は、半年に1度（前期、後期それぞれ）受診する義務がありますので、漏れなく受診ください。期間中に受診されない場合は、他医療機関にてご自身で受診いただくことになり、その場合の受診費用は自己負担となりますのでご了承ください。
2. 健診当日に、37.5度以上の発熱など体調不良の場合は、受診をお控えいただき、予約日を変更のうえ別日にて改めて受診ください。

3.受診に際して配慮が必要な方は、対応準備のため事前に部局担当者へ申し出てください。

担当:保健センター 清家、大津

内線:2213、3541

メール:health_shokuin@ml.nagasaki-ac.jp